平成２２年（フ）第３９１８号
札幌市北区拓北４条３丁目７番３号
債務者　立澤　次孝
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５号
札幌市中央区南17条西14丁目２番１―408号、前住所函館市上湯川町27番５号
債務者　川崎　　元
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　高宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０６号
名古屋市守山区松坂町137番地
債務者　島田　勝利
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2021番地４
債務者　植園　悦郎
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
堺市西区堀上緑町３丁５番88―502号
債務者　後藤　敏夫
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本比呂志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
大阪府藤井寺市小山７丁目22番24号
債務者　東谷　勝聖
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本比呂志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
埼玉県富士見市水谷１―４―10　富士見寮、住民票上の住所さいたま市南区文蔵４丁目23番３―506号
債務者　窪田　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3403番地15
債務者　松尾　美佳
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　英昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２６号
熊本市沼山津３丁目４番６号
債務者　森　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２７号
熊本市沼山津３丁目４番６号
債務者　森　　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７号
宮崎市佐土原町下田島20296番地235
債務者　海江田　勝
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　律男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
岐阜県美濃市曽代400番地２　リバータウン美濃21―Ａ号室
債務者　長瀬　　清
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
長野市上松３丁目22番26―２―302号　上松ハイツ一ノ瀬
債務者　岩﨑　　久
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１２９号
埼玉県新座市野火止１丁目９番18号　清水荘201号室
債務者　水村　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田700番地11
債務者　田村　明男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
さいたま市見沼区深作３丁目37番地６
債務者　武井詩穂里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
さいたま市桜区西堀７丁目18番12―101号、申立時の住所さいたま市桜区中島３丁目２番８号　ジョカトーレＢ棟102
債務者　宮崎麻衣子（申立時の姓丹治）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係